

令和2年7月豪雨により被災された方の 一部負担金等の支払いを免除しています

中建国保では令和2年7月豪雨により被災された方の実情を踏まえ、**一部負担金等の支払いを令和3年3月末日まで免除**しています。

※一部負担金とは、病院等を受診した際に治療に要した費用のうち、皆さんが窓口で支払う金額のことです。

1. 令和2年12月末日までの取扱い

病院等の窓口で要件を満たしていることを申し出ることによって、一部負担金等の支払いが免除となります。

また、免除の対象となる方でありながら、一部負担金等を支払った場合には、申請により還付を受けられます。

2. 令和3年1月以降の取扱い

一部負担金等の支払い免除を受けるには、**被保険者証および中建国保が交付する一部負担金等の免除証明書を病院等の窓口**に提示する必要があります。

なお、免除証明書の交付を受けるには申請が必要です。

【一部負担金等の支払いが免除となる方】

下記の2つの要件のいずれにも該当する方が対象です。

(1) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(2) 令和2年7月豪雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する中建国保の被保険者であること。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。